

平成31年4月1日

## 立正大学同窓会専門委員会取扱要領

立正大学同窓会各種委員会運営細則第1条の規定に基づき、立正大学同窓会専門委員会（以下、「専門委員会」という）の設置および運営に関する事項は、この取扱要領により定める。

### (組 織)

第1条 専門委員会は、設置された専門委員会ごとに以下の通り組織する。

- (1) 専門委員（以下、「委員」という）7名以内で組織する。
- (2) 委員長・副委員長および事務局長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、専門委員会を統括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、職務を代理する。
- (5) 事務局長は、委員会の事務を処理するとともに、記録等を管理する。

### (選 出)

第2条 委員の選出については下記の通りとする。

- (1) 専門委員会が求める知識、能力、職務経歴等を有する者 6名以内。
- (2) 本部理事 2名以内。
- (3) 選出については、理事会に諮り、会長が委嘱する。

### (任 期)

第3条 委員の任期は1期3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審 議)

第4条 専門委員会は、設置の際に定める目的に従い、対応すべき専門的な事項を審議し、理事会に上程する。

### (理事会・代議員会への出席)

第5条 委員長及び理事会が必要と認める委員は、理事会及び代議員会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

### (雑 則)

第6条 会議等への出席に係る交通費については、立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領に準じて、委員に支給する。

### (改 廃)

第7条 この要領の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。